

第198回統計委員会 議事録

1 日 時 令和5年10月27日(金) 13:30~14:30

2 場 所 中央合同庁舎第2号館7階省議室及びWeb会議

3 出席者

【委員】

會田 雅人、清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、椿 広計、津谷 典子、
富田 敬子、樫 浩一、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

【幹事等】

総務省政策統括官(統計制度担当)、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、農林水産省大臣官房統計部統計企画管
理官(代理)、

日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局(総務省)】

馬場総務副大臣

堀江総務省総務審議官(行政制度担当)

佐藤総務省大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、植松次長

政策統括官(統計制度担当)：重里統計企画管理官、辻統計品質管理推進室参事官

4 議 事

(1) 統計委員会委員の発令、委員長の互選、委員長代理及び部会長の指名等につ
いて

(2) 諮問第179号「サービス産業動態統計の指定及びサービス産業動態統計調査の承
認について」

(3) 諮問第180号「社会教育調査の変更について」

5 議事録

○萩野総務省統計委員会担当室長 ほぼ定刻となりましたので、ただ今から第198回統計
委員会を開催いたします。

私は、本委員会の事務局になっております統計委員会担当室の萩野と申します。委員長
選任まで議事進行をいたします。

本日は、馬場成志総務副大臣及び堀江総務審議官に御出席いただいております。なお、
馬場副大臣には後ほど御挨拶をいただきます。

早速ですが、資料1-1を御覧ください。

統計委員会委員、臨時委員及び専門委員が10月14日付で任命されております。

続きまして、資料1-2を御覧ください。

統計委員会令の規定により、評価分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、内閣総理大臣が指名することとされており、10月14日付で内閣総理大臣の指名を受けておりますので、御報告いたします。

それでは、本委員会の委員長を選任いただきたいと存じます。委員長の選任は、統計法の規定により、委員の互選によることとされております。どなたか推薦などはございますでしょうか。

清原委員、お願いいたします。

○清原委員 ありがとうございます。杏林大学客員教授の清原慶子です。

私から、今期の統計委員会の委員長には、前期に引き続きまして、椿広計委員に是非ともお引受けいただくことをお願いし、委員の皆様のお賛同をお願い申し上げます。

椿委員は、統計学、公的統計に関する幅広い御知見をお持ちであるだけでなく、これまで多くの実績を重ねてこられました。そして、前期の統計委員会においては、委員長として多くの諮問に対する的確な答申をお取りまとめいただきますとともに、特に公的統計の不適切事案に直面した際には、それを公的統計の品質向上のチャンスと捉えて、タスクフォースやワーキンググループを設置し、建議として総務大臣に提出されるなど、リーダーシップを発揮していただきました。今期も、引き続き委員長として統計委員会の取組を牽引していただけるものと確信しています。

是非皆様に御賛同をお願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 ほかに御意見はございますでしょうか。菅委員、お願いいたします。

○菅委員 私も、清原委員の御提案に賛同いたします。是非とも椿先生に委員長をお願いしたいと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 ただ今、椿委員を委員長に推薦する御意見ございましたけれども、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○萩野総務省統計委員会担当室長 御異議がないようですので、椿委員に本委員会の委員長をお願いしたいと存じます。

それでは、恐縮でございますが、椿委員には委員長席にお移りいただきまして、御就任の挨拶をいただければと思います。

以後の議事進行は、椿委員長にお願いいたします。

(椿委員、委員長席へ移動)

○椿委員長 ただ今、統計委員会委員長に推挙されました椿でございます。謹んで統計委員会委員長の任を引き受けたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私自身が、必ずしもリーダーシップというような、清原先生に言われたような形になるのは非常におこがましい話ですけども、本委員会は、委員、臨時委員、専門委員の皆様方の御協力、それによって支えられているということをよく分かっておりますので、是非、今期も統計委員会が社会の責任をきちんと果たせる存在であり続けたいと考えますので、

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進行させていただきます。

今回は、新メンバーによります初回の委員会です。委員会の開催に当たりましては、御多忙の中、馬場成志総務副大臣に御参加いただきました。馬場副大臣、是非御挨拶いただければ幸いです。よろしくお願ひいたします。

○馬場総務副大臣 ありがとうございます。

皆様、こんにちは。御紹介いただきました総務副大臣の馬場でございます。今お話のように、改選後初の委員会でございますので、一言御挨拶を述べさせていただきます。座って失礼いたします。

まず、皆様には、学界や経済界で御活躍され、大変御多忙である中に委員に御就任をいただきましたことに対し、まずもって御礼を申し上げさせていただきます。また、椿委員長には、前期から引き続き委員長に御就任をいただき、ありがとうございます。これまで同様に、御指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。

公的統計は、我が国の情報基盤として社会経済や国民生活の実態を明らかにし、行政施策のみならず、広く国民の意思決定を支える極めて重要な役割を担っています。政府といたしましては、本年3月の公的統計基本計画の閣議決定を踏まえ、総合的な品質の高い統計を整備する取組を進めております。統計委員会は、公的統計の整備の中核としての役割を担っていただいております。委員の皆様には、御専門の分野から御知見をいただきながら、品質の高い、また、様々なユーザーにとって役に立つ統計整備を進めるため、力をお貸しいただきたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。お世話になります。

○椿委員長 馬場副大臣、どうもありがとうございました。是非、副大臣の期待に応えた活動を続けてまいりたいと思ひます。今後も御指導いただければと思ひます。

馬場総務副大臣及び堀江総務審議官におかれましては、他の公務がございますので、御退席なさいます。本日は御多忙の中、委員会に御出席いただきましたこと、改めて感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

○馬場総務副大臣 よろしくお願ひします。

(馬場総務副大臣及び堀江総務省総務審議官退室)

○椿委員長 それでは、議事を続けさせていただきます。

委員長代理の指名です。統計法第49条第3項に、委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理すると規定されております。そこで、委員長代理の指名を行いたいと思ひます。

委員長代理は、前期に引き続き、津谷委員にお願いしたいと思ひますが、津谷先生、よろしいでしょうか。

○津谷委員 謹んでお引受けいたします。

○椿委員長 どうもありがとうございました。それでは、津谷委員長代理、一言御挨拶いただければ幸いです。

○津谷委員長代理 先ほどの清原委員の御発言にもありましたように、我が国の公的統計

は様々な課題に直面しております。しかし、その有用性と重要性は、皆様も御承知のとおり、増していると思います。樫委員長のリーダーシップの下、皆様と力を合わせて、よりよい公的統計を提供するために力を尽くしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○樫委員長 どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局は、今私が委員長代理を指名した内容について資料を作成し、本日の資料として追加し、ホームページに掲載いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

統計委員会部会設置内規の改正についてです。これは、第IV期基本計画に盛り込まれた公的統計のデジタル化を推進していくため、必要な体制整備について提案させていただくものです。

では、事務局から改正内容を説明してください。よろしくお願いいたします。

○植松総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室でございます。

資料1-3に基づきまして、改正内容を御説明させていただければと思います。

資料1-3は、部会の設置の方を定めてまいります内規の案でございます。赤線の方が修正点でございます。一番下に、デジタル部会ということで、デジタル分野に関する事項を御審議いただく部会をこのような形で設けること案でございます。

説明は以上でございます。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。それでは、ただ今の提案につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

デジタル化は、基本計画にもあるとおり非常に重要なものですので、それに対して統計委員会として部会を設置するということです。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 それでは、どうもありがとうございました。この案のとおり決定させていただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員並びに部会長の指名です。

統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に属すべき委員、臨時委員、専門委員は委員長が指名するとされております。また、統計委員会令第2条第3項の規定により、部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名するとされております。

それでは、事務局におかれましては、資料を配布いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(資料配布)

○樫委員長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。部会長及び部会に属すべき委員、臨時委員、専門委員は、今お配りした資料のとおり指名させていただきたいと考えます。

事務局は、ただ今配布されました資料を本日の資料として追加し、ホームページに掲載いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。部会もメンバーも定まりましたので、諮問事項になります。

諮問第179号「サービス産業動態統計の指定及びサービス産業動態統計調査の承認について」、総務省政策統括官室から、まず、御説明いただければと思います。よろしくお願いたします。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 総務省の統計審査官の山形と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、新しい基幹統計、また、それを作成するための基幹統計調査について諮問をさせていただきたいと思います。その御説明をさせていただければと思います。

内容の御説明に入る前に、今回は統計委員会の新しい体制での初めての会合ということですので、御案内の方も多いたとは思いますが、若干諮問に当たっての前提の御説明をさせていただければと思います。

まず、統計法では、国が作成する統計のうち特に重要な統計、これについては基幹統計と呼んでおりまして、総務大臣が基幹統計を指定しようとするときには、あらかじめ統計委員会に御意見をお聞きするということとされています。また、国が統計調査を行う場合には、あらかじめ総務大臣の承認を受けることになってはいますが、今申し上げた基幹統計を作成するための基幹統計調査については、特に重要なものですので、総務省の承認審査のプロセスの中で統計委員会に御意見を伺うことが原則とされております。

これから御説明いたしますサービス産業動態統計は、今回、新たな基幹統計として指定を予定しております。また、それを作成するために、新たに基幹統計調査、サービス産業動態統計調査が実施されることとなります。これらについて、今申し上げた統計法の規定に基づいて統計委員会の御意見をお聴きすることが、今回の諮問の趣旨になります。

以下、内容につきまして、資料2-1を御覧いただきながら、諮問第179号の概要の御説明を申し上げたいと思います。

まず、スライドの右の下の番号で1ページになります。

今回の基幹統計調査、基幹統計の創設の背景について御説明を申し上げたいと思います。

我が国の経済において、サービス分野の重要度が増していると、上の箱に書いてあるとおりです。これまで経済センサス、経済構造実態調査といった、産業横断的な構造統計が整備されてきまして、サービス分野の統計整備が進展していることは、御案内のとおりです。

一方で、上の箱の2ポツ目に書いてありますが、動態統計については、下半分の図にもお示ししましたとおり、一般統計調査としては、オレンジ色のサービス産業動向調査、そして、緑色の特定サービス産業動態統計調査があります。製造業や卸小売業などを比較していただければと思いますが、その分野の基幹統計というものがいない状態であり、点線穴が空いているという状況です。道半ばということで今の基本計画にも書かれているという状況です。

次のページをお願いします。

右の下の番号でスライドの2番目です。

こうした中、今期の第Ⅳ期の基本計画では、上の箱の太文字で、サービス産業を対象とした月次の基幹統計の整備に向けた検討に着手すると書かれておりまして、別表のタスクにも、サービス分野の統計の一層の体系的整備を進める観点や、公表早期化によって見込まれるQEなどの利活用ニーズの拡大にも照らし、基幹統計の整備に向けた検討を行うとされております。実は、こうした課題は、平成21年になると思いますが、第Ⅰ期の基本計画の時代から認識をされております。したがって、総務省、そして経済産業省では、これらの一般統計調査を、実績を重ねながら継続的に改善の検討を重ねてこられたということで、このたび、新たな基幹統計、サービス産業動態統計を作成するために、これらの2つの調査を統合して、新たなサービス産業動態統計調査を創設するという方針を決定し、このたびの諮問に至ったということになります。

続いて、スライドの3番目を御覧ください。

以上が背景の御説明ですが、続きまして、諮問の中身について御説明をさせていただきます。

まず、今回創設する基幹統計の概要でございます。

今回新しく作られます基幹統計の名称は、サービス産業動態統計、目的は、サービス産業の事業活動の動態を明らかにすること、作成者は、総務大臣、作成方法は、専ら統計調査の方法による作成、これらの4つの事項を、基幹統計となった暁には官報公示することになります。

その基幹統計の中身は何かと申し上げますと、基幹統計調査の集計事項がそのまま基幹統計となります。具体的には、真ん中辺りに書いておりますとおり、事業活動別の、これは中分類別ですが、これの売上高と、主産業で格付した産業別の中分類別の売上高、そして従業者数ということになります。

そして、一番下に想定される利活用として書いてありますが、現在の2つの一般統計調査の利活用、具体的には月例経済報告、そしてサービス産業振興施策、2つ目のポツに書いてありますとおり、四半期別GDP速報や第3次産業活動指数です。もちろん、一番下に書いてありますが、民間部門でも活用いただいているということですので、今後、基幹統計になった暁には、これまでと同様、あるいはそれ以上の利活用が見込まれるということです。

ちなみに、一番下に注書きで、基幹統計の要件というものがありません。これは統計法で定められておりまして、全国的な政策を企画立案し、実施する上で特に重要な統計、そして民間における意思決定や研究活動のために広く利用されると見込まれる統計、このようなものに相当するものとしたしまして、今回、総務大臣が基幹統計として指定しようと思っているわけですが、これが、統計の体系的整備の観点から適当かどうかということ、是非とも統計委員会に御審議を賜りたいと思います。

続きまして、スライドの次のページ、右下の番号で4番目に移ります。

基幹統計を作成するためのサービス産業動態統計調査の中身についての御説明に入ります。

まず、冒頭の目的ですが、さきほど御説明した基幹統計を作成するということです。そ

して、調査ですが、現行のサービス産業動向調査のスキームをおおむね継承するというようにしています。新しい調査は、令和7年1月から開始をする予定です。その真ん中辺りに調査の対象が書かれておりますが、そちらに事例として掲げてありますとおり、サービス産業を横断的に対象とします。調査は2本に分かれておりまして、比較的大きなところをカバーする企業単位の調査と、それ以外の事業所単位の調査に分かれるということです。調査事項ですが、これはシンプルに、売上高と従業者数です。調査方法は、左下にありまして、民間事業者を活用したオンラインと郵送です。調査期間は毎月です。そして、右下の公表時期ですが、そのうち速報、こちらが翌々月の下旬ということになっています。後ほど御説明をしますが、公表の早期化というのが、今回のポイントの1つになるかと思えます。

次のページをお願いします。

ここで参考といたしまして、今の2つの調査の概要を並べて書いておりますが、この一番下に、重複是正ということで注意書きを書かせていただいております。この2つの調査では、なるべく調査の対象が重複しないようにと、事前の調整を行っております。それでも重複は発生してしまうので、その場合には、経済産業省の特定サービス産業動態統計調査の方で調査を行い、サービス産業動向調査の調査票は配らずに、経済産業省の特定サービス産業動態統計調査で調べたデータをサービス産業動向調査としても使う、つまり、経済産業省から総務省にデータを移送することで、重複の是正を図っているということです。

実際、今後これらの調査が統合されるということになりますので、この両調査間の重複是正とかデータ移送というプロセスがなくなることで、事務の効率化にもなるということです。

次のページをお願いします。

もう一つ御参考として掲げましたが、これは今の両調査がカバーしている産業で、オレンジ色の部分がカバーしている調査対象の産業となっております。右側の特定サービス産業動態統計調査、特サビと簡略化して申し上げますが、特サビの方は経済産業省の所管産業をピックアップして調べているということに対しまして、左側のサービス産業動向調査の方は、産業を横断的に幅広くカバーしているということが御覧いただけると思えます。一部を除いて、ほぼ特サビの方を包含しているという状況が見ていただけると思えます。今回の新しく創設する調査におきましては、左の動向調査の対象範囲をそのまま継承する格好になります。

次のページをお願いします。

続いて、調査で何を調べるかを御説明申し上げたいと思います。先ほど申し上げたとおり、調査事項は売上と従業者数という極めてシンプルで、売上げの方は上半分に書いてあるとおりです。今のサービス産業動向調査と同じように、特に企業調査の場合は、5つの事業活動別、いわゆるアクティビティー別の売上高を把握するという調査設計となっております。資料上は、1つの欄しか書いていませんが、実際の調査票上は上位のアクティビティー4つまでとその他の合計5つの欄があるとお考えください。

一方で、その下半分の従業者数ですが、サービス産業動向調査では、真ん中辺りに御覧

いただけるとおり、かなり詳細な内訳を取っております。こうした中、現在各種ほかにも詳細な労働統計などもある関係上、この調査のここの詳細な内訳というニーズは非常に限られているという状況もあり、報告者の負担軽減や、後ほど申し上げます公表の早期化という要請にも応える観点から、この内訳欄を廃止し、シンプルにするということとともに、経済センサスなど他の統計調査との整合を図るという観点から、他社への派遣とか出向者数を取るということとしております。

続いて、次のページをお願いします。

続いて、いわゆる調査を実施する上での変更点を申し上げたいと思います。

上半分は、まず、オンライン回答についてです。先ほど、部会の編成でデジタル部会が創設されるという話もありましたが、オンライン回答につきましては、今期の基本計画においても非常に高い目標が掲げられているという状況です。この調査でも、オンライン環境を一層整備するということによって、オンライン回答率を高めるということとしております。

次に、下半分、公表の早期化についてです。こちらが1つのポイントになるかと思いますが、現在、公表については、冒頭申し上げたとおり、調査実施月の翌々月下旬ということになっておりますが、調査票の提出期限を若干早めるということと、あと先ほど申し上げたとおり、重複是正の事務を効率化されるということによって、現状より1週間程度前倒しするという計画です。

なお、2ポツ目に書いておりますが、今回初めて基幹統計調査を創設するということになりますので、今後の実施状況、あるいはデータの蓄積を踏まえて、より早い公表が可能かどうかということについて、引き続き研究を進めるということとしております。

次のページをお願いします。

こちらは、最後のページになりますが、以上のほか、その他のニーズへの対応ということで、先に申し上げたとおり、新しい統計では、中分類ベースの公表ということを予定しておりますが、特サビでは、先ほど御覧いただいたとおり、特定の産業をピックアップして深掘りしている状況ですので、一部細分類ベースのニーズがあるということです。そこで経済産業省の方で具体的なニーズ把握を行いまして、下に米印で書いておりますように、このような産業について、必要に応じて、他の統計を使って推計なども行いながら、特別集計を行うことで、よりきめ細かくニーズへの対応を行うということとしております。

以上のとおり、簡単に振り返ってまとめさせていただくとすれば、今回の新しい統計、そして新しい調査におきましては、長年の課題であったサービス分野の月次統計、月次の基幹統計の創設であり、統計の体系的整備の観点から非常に重要な意味を持つと考えております。また、調査方法としては、おおむね現行の調査を引き継ぐということですが、公表の早期化を図るということが、今回のポイントの1つになるのではないかと考えます。

以上が諮問の概要です。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○椿委員長 御説明ありがとうございました。本件は、サービス統計・企業統計部会に付託し、詳細につきましては同部会で審議いただくことといたします。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あればよろしく願いいたしま

す。白塚先生、よろしく申し上げます。

○白塚委員 すいません。幾つかいいですか。早期公表が1つのポイントだとおっしゃっていましたが、特サビよりも公表が遅いわけですね。特サビで深掘りしている品目があって、これが使われている部分は結構大きいので、そのギャップをどう考えるのかという点を、考え方があったら少し教えてほしいというのが1つ目です。あともう一つは、接続系列をどうされるのかという点の記載がないので、新しい調査で拡充されるのは非常にいいことだと思いますので、遡及系列についても長期の時系列が使えるようにするという点も含めて、議論していただきたいなと思います。

以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございます。いかがでしょう。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 御質問ありがとうございます。

まず、公表の早期化について御質問がございました。資料で申し上げますと、白塚委員がおっしゃったのは、右下のページ番号で5ページ、右側の緑の特サビの速報の公表は実施月の翌々月上旬ということになっておりまして、今回、新しい調査は、公表が早くなるとはいえ、この上旬にはまだ間に合わないということになっている点かと思います。

これについては、恐らく重複是正でデータ移送されるのがなくなるので、ここに形式的には近づくのではないかと思います。一方で、サービス産業動向調査は、幅広い業種を対象としておりますので、実施部局の統計局の方でも業務分析をされていると思いますが、なかなかすぐには難しいと思います。引き続きどうやったらもっと早くできるのかという研究をすると聞いているので、その辺りも、部会の方で、是非とも御審議を賜ればと思っています。

それからもう一つ、接続系列の話です。今、サービス産業動向調査では、サンプルが変わったときに、最初に当てる客体に対しては、その当月のみならず前月のデータも聞くという仕組みになっていて、それによってリンク係数を作っていると聞いております。新しい統計調査になったときに、今の調査方法がおおむね維持されるので、そういう接続をすることになると思いますが、旧系列とどのようにつなぐのか、そういったところも、是非とも部会で御審議を賜ればと思っています。

以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございます。部会できちんとした審議をやっていただくということかと存じます。

ほかに御質問等あれば、よろしく申し上げます。福田先生、よろしく申し上げます。

○福田委員 今の白塚委員と少し関係して、確報値はさらに遅いという感じになっていますが、これは何か理由があるのか、あれば教えてもらいたいということと、あと、遅れて提出したようなデータをどう処理するのかとも関わってくるかもしれませんが、それにも含めて教えていただければと思います。

○樫委員長 いかがでしょうか。

○山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 御質問ありがとうございます。

恐らく確報も時間の猶予を持っているのは、幅広い業種を対象としているので、なかな

か提出が遅れてくる企業はまだ多いという現状に照らして、こういう設定になっているのかなと思っております。

速報は、速報までに間に合ったデータを用いて、遅れてきたものを確報で拾うという設計になっていると承知しています。

○椿委員長 よろしいでしょうか。先ほどからいろいろな遅延調査票に関わるような話も少し注意しないとイケないかということでございますね。ありがとうございます。

ほかに御質問、部会等の審議に関わるような御質問等あれば、よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきたいと思います。

サービス産業における月次の基幹統計の整備についてというのは、これは先ほどもありましたけど、第1期の統計委員会、平成21年に策定された第I期の基本計画の頃から大変長いこと課題とされていたことで、今回その指定ということが行われるということ、一般統計調査であるサービス産業動向調査の平成20年の創設以来、利活用の実績というものが着実に積み重ねられた。それが、このたびの基幹統計の実現に向けた諮問ということなのだろうと考えているところです。本件は、経済統計の体系的な整備の観点から非常に大きな前進となると思います。大いに期待すべきことと考えます。利活用ニーズの拡大に対応して、先ほどありましたけど、さらなる公表の早期化というようなものが、検討課題、これは多数あるかと思えますけど、これは丁寧に部会で審議いただければと存じます。接続の問題につきましても、遡及集計の問題についても出てまいりましたけども、菅部会長をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属の委員の先生方、審議のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

諮問第180号「社会教育調査の変更について」、総務省政策統括官室から、まず御説明よろしく願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官 それでは、御説明をいたします。

総務省政策統括官室で社会・農水関係の統計調査の審査を担当しております内山と申し上げます。よろしくお願いいたします。

資料としては、3-1と、それから3-2になりますが、先ほどのサービス産業動態統計調査の諮問と同様、基幹統計調査の承認手続の過程での諮問となります。今から御説明する社会教育調査ですが、文部科学省が実施する基幹統計調査です。今般、来年度の実施に向けて、こちらにおられる文部科学省から変更申請がなされました。これを受けまして、資料3-2の1枚目、委員長宛の諮問文にありますとおり、承認の適否を判断するに当たり統計委員会の御意見をお聞きすることが今回の諮問の趣旨です。

それでは、具体的な説明につきましては、資料3-1の概要資料で行いますので、そちらを御覧いただければと思います。

資料をめくっていただきまして、1ページです。

最近の基幹統計調査の諮問時におきましては、諮問案件の説明の導入といたしまして、今回諮問する調査と関連する主な統計調査との関係などについて、参考情報としてスライ

ドを1枚付けることが多くございます。今回は文部科学省が行っている教育関連の基幹統計調査を一覧にしてみました。こちらは、前期の委員会になりますが、8月に同じ文部科学省実施の学校基本調査、これを諮問した際にも同様のものを付けておりますので、御記憶の方もいらっしゃるかと思います。文部科学省においては、現在、教育関連で4本の基幹統計調査を実施しています。8月に諮問いたしました学校基本調査から学校教員統計調査まで、こちらの3調査が学校に関する基幹統計調査となります。これに対しまして、今回諮問する社会教育調査、こちらは対象が異なりまして、教育委員会のほか、公民館、博物館、図書館などといった社会教育施設全般についての設置・活動状況を把握するものです。ですので、学校以外の学びの場を対象にした調査とイメージしていただければよろしいかと思います。

それでは、社会教育調査の個別説明に入ります。

2ページが、その概要をまとめたものです。

調査の名称のとおり、社会教育全般に関するもので、3年周期の全数調査となりますが、資料の右側、調査票の構成を示した表を御覧ください。報告者は、教育委員会と各施設に大きく区分されます。施設についても多様なものがありますので、それぞれに調査票を分けて、職員数、設備・事業・利用者の状況などについて回答を求めています。その下に、主な利活用として、白書での利用、あるいは基本計画での利用を挙げておりますが、学校以外の学びの場について包括的な調査が他にありませんので、代替性のない重要な調査として位置付けられております。

では、今回どのような変更が予定されているかということについて、3ページ以降でまとめております。

申請された内容の多くは、調査事項の細かな変更ということで、調査の全体構成や考え方が大きく変わるというものではありませんが、変更内容は細かいだけに、調査票のイメージを見ていただいた方が分かりやすいと思われました。そこで、今回の資料では、いずれの変更につきましても、変更内容、その変更がなされる調査票の範囲、変更理由、そして調査票の変更イメージという構成で作っております。また、資料の最後で触れますが、本調査についても、集計結果について、紙の報告書の作成を取りやめて、ネット公表のみにするということが計画されています。

では、順番にまいります。

まず、3ページ、こちらは公民館票についてですが、2点ございます。

いずれも法改正を契機とするものですが、1点目は、調査票の変更イメージとして赤枠で囲んでおりますが、公立の施設について所管を選択する設問を追加するというものです。これまで、公民館の所管については、専ら教育委員会、それも市町村教委が行うものとされていましたが、変更理由の【1】に記載したとおり、法改正によりまして、市町村長、つまり首長部局に移管することができるようになりました。そこで、調査票に、所管を選択する調査事項を追加するというものです。

変更点の2点目、これは公民館とともに、この公民館票の対象になっている公民館類似施設に関するものです。今御説明した法改正に伴いまして、公民館については、今後、市

町村長が所管する施設が出てくる。このバランスを考慮して、公民館類似施設の調査対象にも、市町村長の所管する施設を追加するというものです。

次に、4ページにまいります。

こちらが法改正に伴うものですが、こちらは博物館に関するものです。

変更点は2点あります。

1つ目は用語の変更ということで、調査票の新旧の【1】と書いている部分になります。博物館に類する事業を行う施設であって、一定の要件を満たす施設、これについては、博物館法上、文部科学大臣あるいは教育委員会が「博物館に相当する施設」として指定することができるかとされていますが、これまで、この規定ぶりを受けて「博物館相当施設」という選択肢が設けられていました。ですが、本年施行された同法の改正によりまして、「指定施設」という固有名詞が設けられたことから、これを受けて調査票でもこの用語を使うというものです。これが1点目。

それから2点目。同じ法改正によりまして、博物館法に基づく「博物館」、これを設置できる方が企業などにも拡大されたということを契機として、設置者の項目において選択肢を増やすというものです。

次に、デジタル関係の調査事項についてです。調査票のイメージで申し上げますと5ページから6ページに跨ってしまっていますが、追加、削除とも1つずつございます。1つは、5ページの右下に赤枠で囲んでおりますが、施設の設備を問う調査事項の中に、「利用者が利用できる無線LAN」の有無というのを追加し、もう一つは、調査票としては6ページの方に新旧を書いておりますが、コンピューターの導入状況におきまして、これまで「コンピューターの設置台数」として、施設におけるコンピューターの総数の回答も求めていましたが、これを削除するというものです。

これらの追加・削除の理由につきましては、ページ戻りまして、5ページの上にご書いています。【1】無線LANの追加ですが、こちらは政府の基本方針などにおいて、社会教育施設におけるICT環境の整備を推進するとされていて、その状況を把握することが変更の理由になっています。また、【2】コンピューターの設置台数については、もともと利用者だけではなくて、施設で働く方々の事務用のパソコンの台数、これも合わせて回答していただいていたという項目になるのですが、その施設において、利用者へのサービスとしてどういった設備があるか、ということについて調べるという観点からすると、事務用を含めた総台数までは聞く必要はないだろうということで、6ページのとおり削除をして負担軽減を図るというものです。

次の7ページも、施設設備関係です。

これも右下の赤枠で囲んでおりますが、「PFI法による整備等」の有無を追加するというものです。PFI法というのは、御案内のとおり、民間資金を活用した公共施設の整備促進、これを目的とした法律の通称ですが、政府の会議が策定したアクションプランに関連して、PFI法に基づく整備状況を把握するというのが変更理由です。

次に、8ページにまいります。

これまで御説明した変更は、法改正を契機とする変更や政府計画の進捗状況の確認とい

った背景がありましたが、8ページは少し異なります。公民館などでよくパソコン教室、英会話教室といった学びの場を提供している場合が多々ございますが、本調査では、これまで幾つかの調査票において、学級や講座の区分ごとに受講者数について男女別に回答を求めていました。それを、今回の変更により一部を除いて総数把握に変更するというものです。この変更だけを見ますと、データ量の減少というイメージを受けてしまいますが、回答を求めるに当たっての様々な背景があると説明を受けております。変更理由のところにも記載しましたが、男女別人数を求めていたのは、実際にこういう利用があるから不可欠という具体的なものがあつたわけではなく、女性教育に関する施策の基礎資料としての活用可能性を念頭に置いていたということですが、一方で、報告者である施設側の状況、これを見ますと、男女別の参加状況を整理していない、あるいはそもそも男女別のデータを持っていないという場合があつて、回答に当たって、施設側で再確認をしたり、総数を案分するという回答負担をかけており、その結果として、データの精度にも懸念があるということでした。

そこで、文部科学省としては、今回、報告負担を必要な範囲に限定しつつ、参加者人数の正確な把握に努めるという考え方に基つきまして、どの調査票で男女別人数があればいいかということを確認しました。その結果として、省内としては、女性教育施設調査票、こちらで男女別人数が継続できれば支障がないということから、それ以外で男女別に把握していた4つの調査票、これにつつきまして、総数把握に変更するというものです。

調査事項の変更としては、次が最後になりますが、9ページです。

こちらは、公民館が行う事業内容について情報提供する方法を聞くという項目ですが、その選択肢から学習相談を削除するというものでございます。情報提供の際のツールを尋ねる選択肢の中に、学習相談が殊更に設けられていた背景ですが、こちらは過去の審議会答申にありますとおり、学習相談が公民館の重要な機能の1つとされていたことから、学習相談という手法による情報提供の実態も把握した方がいいだろうということで追加されていたようです。しかしながら、公民館におきまして、様々な学級や講座、これが開設されることに伴いまして、学習相談も言わば日常的な業務になってきている。情報提供方法の1つとして選択肢を残しておく必要性が薄れたということで、今回削除するということでした。

以上が、主に調査事項に関する変更です。

変更事項の最後、10ページになります。

こちら、公表方法の変更についてですが、現在、インターネットと紙の印刷物により行っている公表につつきまして、印刷物の作成を取りやめるというものです。変更理由につつきましては、利活用に支障が生じないと考えられること、そして印刷物作成のための事務負担の軽減というもので、同じ文部科学省の学校基本調査などでも既に同様の対応がなされています。

以上が、今回予定されている変更です。細かな調査事項の変更を主な内容とした申請となりますが、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。本件は、人口・社会統計部会に付託し、詳細につきましては、同部会で御審議いただくことといたします。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あればよろしくお願ひいたします。清原先生、よろしくお願ひします。

○**清原委員** 御説明ありがとうございます。大変重要な社会教育調査について、これまでの法改正であるとか、あるいは実情を踏まえて改正されるということは望ましいことだと思っております。

ただ、御説明の中にちょっとなかったものですから確認させていただきたいと思っておりましたのは、今年の6月に閣議決定されました第四期の「教育振興基本計画」というのがあります。その中に、16の教育目標の10番目に、「地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進」というのが明示されていると同時に、11番目には「教育DXの推進、デジタル人材の育成」というのが示されていて、それぞれのKPI、指標というのも例示されています。それと今回の改正というのは、密接に関係しているというふうに今の御説明を伺って確認させていただきました。例えば、DXについて言えば、公民館等において、必ずしもコンピューターの台数ではなくて、Wi-Fiの状況を確認するというのは、本当に今までは学校教育と社会教育の整備状況に大きな差がありましたので、それをしっかりと見ていくというのは現実的であり基本計画にも基づいていると思います。また、管理者として、今までは教育委員会が主として社会教育施設を管理していたのですが、今日御説明がありましたように、市区町村長、都道府県知事の首長部局が所管する、あるいは民間のPFI等の手法で行っていくというようなことが一般化しておりますので、その現実に即した調査に変更されていくというのも望ましいことだと思っております。したがって、私としては、変更理由の一つに「デジタル田園都市国家構想」が出てくるのであれば、文部科学省の調査なので、「教育振興基本計画」に基づくということも認識の中に入れて、この調査をよい方向にしていくというふうにまとめていただいた方がいいのではないかなと思っております。その辺について、是非文部科学省の取組の情報も部会に提供していただけていただければ、より現場に即した改正になるのではないかと思います。

○**樫委員長** 清原先生、貴重な情報ありがとうございました。文部科学省から、今日、御説明いただけるような話はありますか。

○**枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長** 本日はありがとうございます。文部科学省で調査統計を担当しております、調査企画課長の枝と申します。よろしくお願ひいたします。

清原先生、御意見賜りましてありがとうございます。大変重要な御指摘でございまして、ちょっと紙面の都合もありますので、教育振興基本計画の記載をしておりますが、御指摘のとおりですので、御指摘の点も踏まえて、部会の方に情報提供するように総務省とも連携させていただこうと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○**清原委員** よろしくお願ひいたします。

○**樫委員長** どうもありがとうございました。ほかに御意見等ございますか。福田先生、よろしくお願ひします。

○福田委員 基本的に変更は、私もいいと思います。少し教えていただきたいのは、例えばPFIとか指定管理者とか聞いていますが、それによって、例えば費用が節約された、どれだけ節約されたとか、そういうことが分かるような調査になっているのかどうか、大事なことだと思います。私は、経済学者でもあるので、そういうことによって国費が節約されるということは大事なもので、そういうことが分かるような調査になっているのかどうかということをお教えいただきたいのと、あと7ページ目ですが、「PFI法による整備等（公立のみ）」、この「（公立のみ）」というのが、調査対象者が見れば分かる話なのか、私は、にわかには分からなかったのですが、括弧が、どういう意味合いで入っているのか、もし今分かれば、細か過ぎている話で申し訳ありませんが、教えていただければと思います。

○樫委員長 これもよろしいでしょうか、文部科学省。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 1点目ですが、費用的なことにつきましては、この社会教育調査の中ではお尋ねをしておきませんので、別途、地方教育費調査というものをやっております。こちらは一般統計調査ですが、その中で教育行政に係る費用の調査というのを行わせていただいております、この御指摘のような、これによってどれだけ費用面で節約されたのかというようなことは、社会教育調査では、ちょっと分からないということに、お答えとしてはなります。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 すいません、不十分な知識でお答えしてしまうかもしれませんが、2点目の御質問については、法律自体が、民間資金の活用による公共施設の整備ということを念頭に置いています。この変更が生じる調査票については、資料の7ページ「該当する調査票」欄にありますとおり、②から⑨までたくさんの施設が書かれていますが、例えば体育施設調査票だと、民間の体育施設も報告者に含まれてまいります。そこで、あくまで公立の施設のみに回答をいただく項目であるということで、このような記載があるものと認識しています。

○福田委員 分かりました。答える人が分かるかどうかという問題もあると思うので、記入が一部の報告者に限られる項目の設定については、少し工夫していただく方が分かりやすいかと思いますが、今の御説明でよく分かりました。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 担当から追加でお答えいたします。

○樫委員長 よろしく願いいたします。

○川並文部科学省総合教育政策局調査企画課専門調査係長 本調査では、公立のみ答える項目というのが多数ありまして、ほかの項目も全て「（公立のみ）」という表記にしておりまして、それとそろえた表記にしてあります。

○福田委員 そうですか。全体的にあまり誤解が起こりにくいということでしょうか。

○川並文部科学省総合教育政策局調査企画課専門調査係長 そうです。

○樫委員長 どうもありがとうございました。ほか、ございますでしょうか。富田先生、よろしく願いいたします。

○富田委員 ありがとうございます。詳細は部会の方でももちろん議論させていただきますけれども、2点ほどお話をさせていただきます。

1点目は、6ページについて、清原委員の御意見に賛同します。調査対象施設にお

けるICT環境の整備、デジタル化の進み具合を調査するのであれば、「コンピューターの設置台数」を聞くことが適切だとは思いません。台数は、施設規模によっても左右されるでしょう。むしろ、Wi-Fiへのアクセスや、資料の電子検索の可能性などについて質問した方が良いと思います。

2点目は、外国人人口が急速に増える中で、調査対象施設は、コミュニティーレベルで、外国人と日本人をつなぐ重要な役割を果たすことができます。社会教育調査の中には、外国人向けのサービスの有無などを把握する設問があるのでしょうか。

もし分かれば教えていただきたいと存じます。

以上です。

○**樫委員長** もちろん、本調査に限らず、その種の調査事項を調べる調査があるかというような御質問かと存じますけども、これについては、今お答えするというのではなくて、いずれかの機会の中で御検討するというところでよろしいですか。

○**枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長** 持ち帰って確認をさせていただきます。

○**樫委員長** そうですね。確認が必要な案件ではないかなと思いましたが。富田先生、確認事項とさせていただければと思います。

○**富田委員** もちろん、部会のごときで結構でございます。ありがとうございます。

○**樫委員長** ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、私からコメントさせていただきます。

今回諮問された社会教育調査は、先ほどの御説明にもありましたが、様々な社会教育施設全体を対象に、学校以外の学びの場というものの状況を把握する重要な統計調査と考えます。今回の申請においては、調査事項の細かな変更ということが中心であるようですが、今議論ありましたように、かなりいろいろな論点はあるようです。調査の考え方や調査票の構成が変わるというのではないのですけども、先ほどの変更事項ごとにその背景とか変更の必要性などを丁寧に確認すべきであるという、そういうことではないかと考えます。

津谷部会長はじめ人口・社会統計部会に所属の先生方には、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

本日用意いたしました議題は以上となります。

それでは、次回の委員会の日程につきまして、事務局から連絡よろしくお願ひします。

○**萩野総務省統計委員会担当室長** 次回の委員会は、調整中です。日時、場所につきまして、別途連絡いたします。

以上です。

○**樫委員長** それでは、以上をもちまして、今期第1回、第198回の統計委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。